

---

プロジェクト	実務対応 実務対応報告第 18 号の見直し
項目	第 375 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 375 回企業会計基準委員会(2017 年 12 月 20 日開催)で議論された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告第 18 号」という。)の見直しについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

### 今後の実務対応報告第 18 号の見直しの方針について

#### (エンドースメント手続との関係について)

2. 実務対応報告第 18 号の修正項目が絞られる提案であり、これまでの議論を踏まえたものであることから、提案された方針に賛成する。
3. 今後の実務対応報告第 18 号の修正項目の検討プロセスとして、エンドースメント手続の結果を踏まえるという方針には同意する。ただし、実務対応報告第 18 号の適用企業が多数となることを考慮すると、修正国際基準の検討と比較して、より実務上の実行可能性に留意した検討を行うべきだと考える。
4. アウトリーチの意見の中にもあったように、エンドースメント手続の中で「削除または修正」された項目について、我が国の従来主張との一貫性を考慮するべきとの主張は納得できる。実務対応報告第 18 号の検討は、日本基準との同等性の観点から行うべきであり、その後に実務上の実行可能性の検討をすべきと考える。
5. 修正項目の検討の際に、実務上の実行可能性を強調すると、実務対応報告第 18 号の基本的な考え方を理論的に説明することが難しくなる懸念がある。実務上の実行可能性への配慮は必要ではあるが、修正項目の検討の出発点としては、我が国の会計基準の考え方として、受け入れ可能か否かという点を起点として検討を行うことがよいと考える。
6. エンドースメント手続は、日本基準と IFRS との基本的な考え方の差異について高度に概念的な分析を行い、かつ、国際的にも意見発信していこうとするために検討を行っているものであり、一方の実務対応報告第 18 号は当面の取扱いとして暫定的に簡便的な方法を定めたものであるため、両者はその性格が大きく異なると思われる。簡便的な方法である実務対応報告第 18 号の趣旨に照らすと、エンドース

メント手続の結果と連動させて、実務上過大な負荷がかかる項目まで修正することは問題があると考える。

7. エンドースメント手続の結果と実務対応報告第 18 号の修正を連動させた場合、基準の適用前に、修正項目の検討を行うことになるため、実際に発生する問題には必ずしも適切に対応できない可能性も考えられる。実務対応報告第 18 号の見直しについては、基準の適用が開始され、具体的な問題が明らかになった段階で検討するほうが、より実務的な対応になるのではないか。

### **個別の IFRS 及び米国会計基準の修正に関する方針について**

#### **(資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理の修正項目としての取扱いについて)**

8. OCI オプションのノンリサイクリング処理については、実務対応報告第 18 号が、実務上の簡便法の議論であることを考慮すると、実務上の実行可能性に関して相当の困難があるのであれば、詳細な検討を行うまでもなく、修正項目としないという取扱いでもよいのではないか。
9. 資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理は、日本基準と IFRS の基本的な考え方に相違がある部分であり、実務上の実行可能性に対する懸念だけを理由に安易に受け入れることは難しいと考える。アウトリーチの結果によると、内部統制や経営管理の面から、実務上困難であるという意見が聞かれているが、資産の評価基準は、本来は企業グループ内で統一していくべきものである。グループ全体として IFRS を導入し、世界で管理基準が統一されて管理水準を上げるという動きもある中で、逆に日本基準により管理水準が統一されて管理水準が上がる可能性もあることから、安易に修正項目としないという結論を出すべきではないと考えられる。アウトリーチの結果を見ても、金融機関以外の業種では、対応可能であるという意見が大半であり、実務上の実行可能性について見極めるためにも、より詳細な検討を行うとする方針に賛成する。

#### **(株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理の取扱いについて)**

10. 米国会計基準の株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理については、事務局の提案のとおり、修正項目としないという結論でやむを得ないと考えられる。

以 上